

天理市職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第17号

天理市職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則

天理市職員等の旅費に関する規則（昭和37年4月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第9条中「宿泊料」を「宿泊費」に改める。

第10条ただし書及び各号を削り、同条の次に次の2条を加える。

第10条の2 条例第6条第6項及び第17条第1項に規定する特別な事情がある場合として規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

- (1) 会議、研修等の主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
- (2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

第10条の3 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費について次の各号に掲げる区分に該当するときは、当該各号の区分に掲げる調整を行った額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合
条例で定める定額の3分の2の額
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 条例で定める定額の3分の1の額

2 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、その移動の到着地に応じ、条例で定める額とする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃に食費に相当するものが含まれる場合は、条例で定める定額の3分の1の額とする。

3 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、条例第17条の2の規定にかかわらず、宿泊手当は支

給しない。

別表中

「

条例第16条第2項の規定
による宿泊の場合におけ
る日当又は条例第17条第
2項に規定する宿泊料

」

を

「

条例第17条に規定する宿
泊費又は条例第17条の2
に規定する宿泊手当

」

に

改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号（第 4 条関係）

出張命令（依頼）簿		所 属		氏 名	
		補 職 等（職員以外の者にあつては、住所）			

出張地		出張日	年 月 日から 年 月 日まで 泊 日	利用交通機関	旅 費	運 賃	円
						宿泊費	円
						宿泊手当	円
							円
用務				公用車の利用	額	計	円
				有 ・ 無			
				会 計 区 分			
				支 出 科 目			

出張地		出張日	年 月 日から 年 月 日まで 泊 日	利用交通機関	旅 費	運 賃	円
						宿泊費	円
						宿泊手当	円
							円
用務				公用車の利用	額	計	円
				有 ・ 無			
				会 計 区 分			
				支 出 科 目			

出張地		出張日	年 月 日から 年 月 日まで 泊 日	利用交通機関	旅 費	運 賃	円
						宿泊費	円
						宿泊手当	円
							円
用務				公用車の利用	額	計	円
				有 ・ 無			
				会 計 区 分			
				支 出 科 目			

出張地		出張日	年 月 日から 年 月 日まで 泊 日	利用交通機関	旅 費	運 賃	円
						宿泊費	円
						宿泊手当	円
							円
用務				公用車の利用	額	計	円
				有 ・ 無			
				会 計 区 分			
				支 出 科 目			

出張地		出張日	年 月 日から 年 月 日まで 泊 日	利用交通機関	旅 費	運 賃	円
						宿泊費	円
						宿泊手当	円
							円
用務				公用車の利用	額	計	円
				有 ・ 無			
				会 計 区 分			
				支 出 科 目			

様式第 2 号を次のように改める。

様式第2号（第7条関係）

旅費概算（精算）請求書

天 理 市 長 様											
下記のとおり請求します。										補職等 (又は住所)	
年 月 日											
会 計 名	款	項	目	節	細 節	氏 名					
会 計											
用 務							出 張 地				
月	日	出発地	到着地	路 程 km	鉄 道 賃 (船賃)				航空賃	車 賃	過不足額
					運賃 円	急行 料金 円	特別 車料 金 円	計 円	円	円	円
計											
宿泊費	1夜につき 円		日			円		※記入不要 概算払年月日		備 考	
宿泊手当	1夜につき 円		夜			円		年 月 日			
概算額	円		精算額	円	不足額	円	返納額	(赤字) 円			
過不足の理由								上記のとおり精算します。 年 月 日			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の天理市職員等の旅費に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に天理市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年 3 月天理市条例第14号。以下「改正条例」という。）による改正後の天理市職員等の旅費に関する条例（昭和37年 3 月天理市条例第12号。以下「新条例」という。）第 4 条第 1 項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令等を発する旅行及び新条例第 3 条第 4 項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正条例による改正前の天理市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令等を発した旅行及び旧条例第 3 条第 4 項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第 4 条第 1 項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第 4 条第 1 項に規定する出張命令権者が新条例第 4 条第 3 項の規定により当該出張命令等の変更をする旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。